

お知らせ

資料提供先：鳥取県政記者クラブ
鳥取市政記者クラブ

千代川を美しく保つために 千代川ごみマップを最新版に更新しました。 ～ゴミの処理費用に、約200万円(年間)の税金を投入しています～

国土交通省では、昭和49年から毎年7月を「河川愛護月間」と定め、河川愛護運動を実施しています。この河川愛護運動の一環として、鳥取河川国道事務所では、「千代川ごみマップ（平成23年3月版）」の積極的な広報活動を行い、不法投棄防止に関する啓発を促します。

広報活動の内容 事務所ホームページへの掲載及び出張所窓口での配布。
関係市町村総合案内へのごみマップの設置。
出前講座（水生生物調査を含む）による啓発。

千代川ごみマップとは、不法投棄の実態を知ってもらい、美化意識の向上や不法投棄防止対策に役立てることを目的として、千代川の直轄管理区間に捨てられたゴミの状況を取りまとめたもので、H21年度から毎年作成しています。

◎千代川水系の不法投棄の特徴

- ・千代川では袋河原橋付近を境に下流側で、ゴミの投棄が目立っています。
- ・袋川は、興南大橋～大杵橋及び今在家橋～新今在家橋で、ゴミの投棄が目立っています。
- ・ゴミの種類を見ると、家庭から河川に持ち込まれ捨てられたゴミが多い傾向にあります。
- ・ゴミの不法投棄量は、H19～21年度は、ほぼ横ばい状態でしたが、H22年度に、減少しています。しかしながら、家電や粗大ゴミの投棄が多く、年間の処理費用は、ほとんど変わりません。

今後も、特に不法投棄の多い区域の重点巡視、カメラによる監視を強化し、また、地域と一体となった清掃活動に取り組んでいきたいと考えています。

不法投棄は犯罪です。河川敷への不法投棄の現場を目撃したら、最寄りの出張所までご連絡下さい。

千代水出張所 TEL0857-28-6229 管轄：千代川源太橋より下流、新袋川、袋川

河原出張所 TEL0858-85-0517 管轄：千代川源太橋より上流、八東川

問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

副 所 長

いぬやま ただし
犬山 正

【 担 当 】 河川管理課長

くにもと ちかのり
國本 哉智

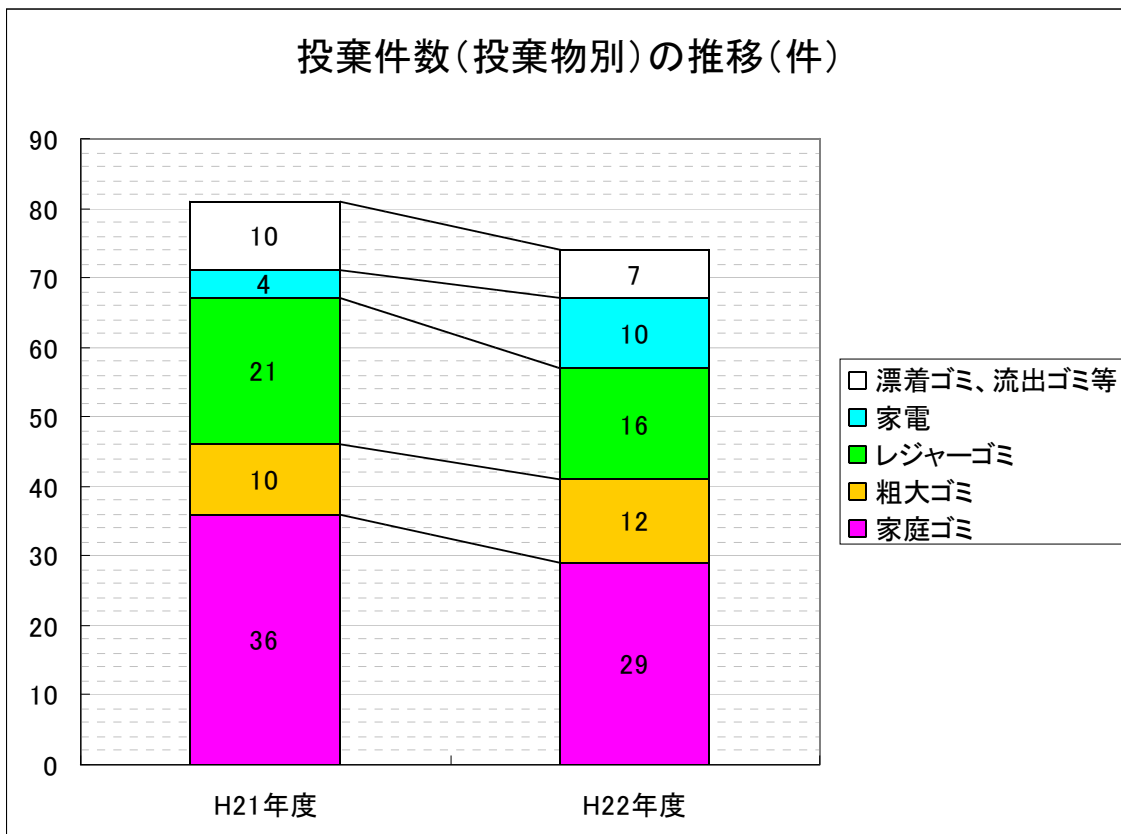
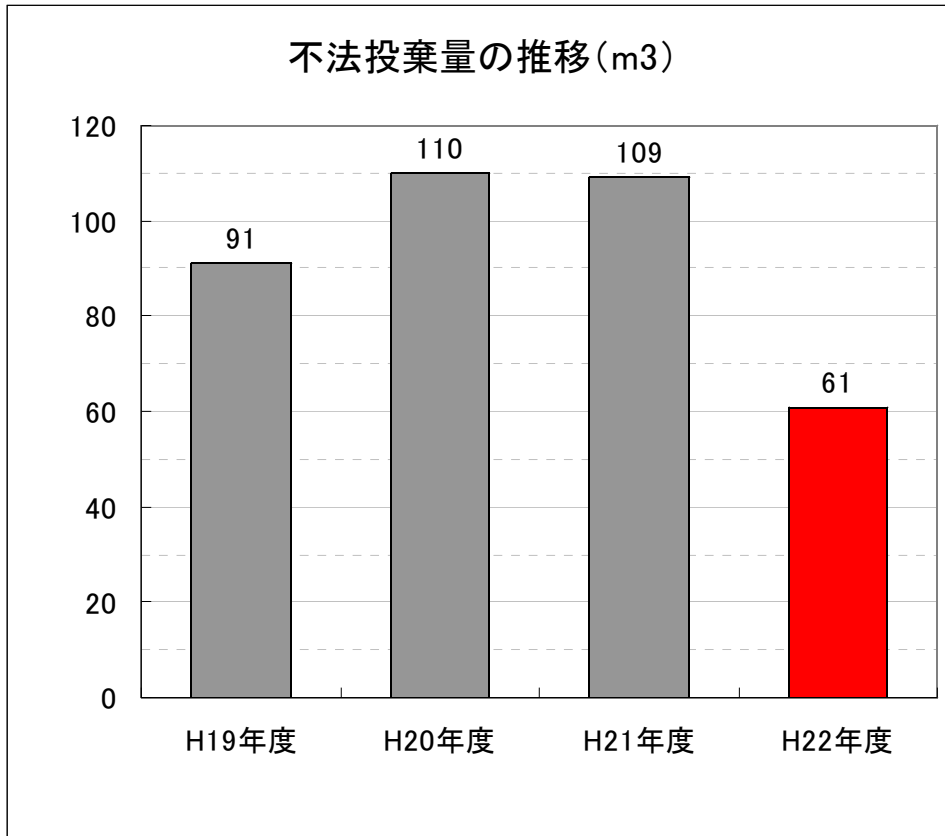
TEL (0857) - 22 - 8435 (代表)

FAX (0857) - 29 - 1819

鳥取河川国道事務所ホームページアドレス

<http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/>

【参 考】



千代川ごみマップ

平成23年3月版
(H22.4~H23.3)

河川法(施行令第16条の4)
罰則 3ヶ月以下の懲役、または20万円以下の罰金
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第5条)(第16条)
罰則 5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの両方

ゴミに関する法律

左岸	右岸	区分
●	●	家庭ゴミ (紙くず、空缶、ペットボトル、プラスチック等)
●	●	粗大ゴミ (家具、布団、古タイヤ、コンクリート等)
●	●	レジャーゴミ (弁当空箱、空缶、ペットボトル、花火等)
●	●	家電 (テレビ、乾燥機、電気こたつ等)
○	○	漂着ゴミ、流出ゴミ (上流や水路から流れてきたもの)



ゴミを捨てると
法律で罰せら
れます

あなたの捨てたゴミは
罰となって
あなたの元へ帰ります

国土交通省 鳥取河川国道事務所
連絡先 千代水出張所 0857-28-6229
河原出張所 0858-85-0517

千代水出張所の管轄は、千代水源太橋より下流、新袋川、袋川です
河原出張所の管轄は、千代水源太橋より上流、八東川です

注) 河川の上流から河口に向かい、左側の河岸が「左岸」、右側の河岸が「右岸」です

不法投棄の多い
区域の重点監視を
実施します

国管理区間のゴミ処理費用
約200万円 (年間)